

「法律、契約関係用語と雑談」

最初に、タイトルとは異なりますが、「EF EPI 第六版」で世界の英語能力ランキングが発表となっていたので、その情報のサマリーをお伝えします。(参照：<http://www.efjapan.co.jp/asia/JP-17LSP-EPI/>)

- ・日本の英語能力ランキングは、非英語圏の国 72 カ国中で 35 位、能力レベルはスコア 51.69 の「低い」となっています。(ちなみに上位 3 位は、オランダ、デンマーク、スウェーデン)
- ・日本の英語能力ランキングは、年々下降していて、2011 年から、順位/調査対象国数では 14/44, 21/52, 26/60, 26/63, 30/70 で 2016 年が、35/72 となっている。
- ・アジア圏で見ると、19 カ国中の 10 位で、日本よりも上位の国は、上位から順にシンガポール、マレーシア、フィリピン、インド、韓国、香港、ベトナム、インドネシア、台湾です。

英語力の測定が、調査対象者の分布が不明なのと、あくまで平均だろうから偏差なども不明ですが、日本で英語力強化を小学校から進めているにも拘らず、年々低下している現状は、2020 年のオリンピック・パラリンピック開催が大丈夫だろうか心配になりますね。他の国の英語能力ランキングが上がった結果とも思えますが、2015 年までは、日本の英語力が「標準的」だったのが 2016 年は「低い」との結果からは、相対的な結果だけでなく、絶対値としても日本の平均的な英語力が低下しているということですね。残念です。また、世界のトップレベルの経済国でありながら、英語力が低いのは不思議です。

日本の英語力低下は、英語教育が文法や読み書きを中心としていたことへの反省から native の教師を取り入れているのですが、やはり、会話や聞き取り能力が低いのではと思います。日本では、海外の映画を TV 放映する場合も、吹き替えがほとんどですが、海外では、吹き替えなしで英語のまま放送していることなども影響しているのかもしれないね。副音声でオリジナルの英語で視聴することもできますが。。。

英語の聞き取りでは、英国、米国でも発音や表現の違いもありますが、非英語圏の国の方の英語も特徴があって、これらを普段から耳にする環境がないと、実際に海外の様々な国からの訪問者との交流や関係構築はタフですね。

(閑話休題) さて、それでは、本題に戻って、法律関係の英語として、今回は、法律文書や契約などで出てくる、普段は使用しないような英語について、

また、最初に横道に逸れてしまいましたが、前回書いた民法は Civil Code で Civil Law ではないことを伝えましたが、その後の確認で、Civil Law は Common Law との対比で「大陸法」という意味になってしまいます。過去の英訳では、無知による間違いを犯していました。Civil Law はローマ法の影響を受け、ヨーロッパ大陸で発展した法でそれに対し Common Law は、英米法と訳され、英国で発展し基本的に判例の積み重ねでできた法とのことでした。

法律文書などで here や there を含む副詞としての用法をいくつか拾い上げて、その日本語訳と例文をリストすると、

herein: ここに、この中に (ex. All information herein is ... :この情報はすべて...)

hereby: これによって、この結果 (ex. I hereby pronounce ... :これによって...宣する)

hereto: これに、これに関して (ex. Attached hereto:これに添付して)

hereof: これの、これについて (ex. Attached List (related to Article 2 hereof):別表 (第二条関係))

hereunder: この下に、この記載に従って (ex. Abbreviated A hereunder: 以下、A と略す)

hereinabove: 先述の通り、上文に (ex. in the manner set forth hereinabove: 前期規定の方法で)

hereinafter: 下に、下文に (ex. the same hereinafter: 以下同様)

hereinbefore: 上に、上文に (ex. the problem hereinbefore: 上記課題)

therein: そこに、その点で (ex. Therein lies the truth: そこに真実がある)

thereby: それによって、それに関して (ex. Thereby hangs a tale: それには少しわけがある)

thereto: それに、なおそのうえ、

など同様に、thereof, thereunder, thereafter などがあります。これらの使い方と日本語訳は、文脈によって判断

が必要となりますが、なんとなく感覚的にわかるものが多いかとも思います。また、形容詞や代名詞として法律文書で使われる whatsoever も whatever と同じで肯定文で使われる際には、「いくつかあるいはすべての」の意味となり、否定文で使われる場合には、at all などと同じ「全く」のようになります。

その他、法律文書特に契約書などで良く出てくる英語表現として、類似表現の繰り返しがあります。

例えば、~ by and between A and B は、「A と B によって、また A と B の間で」となりますが、日本語訳で表す場合には、「A および B の間で」で十分だと思います。その他の類似表現の繰り返しとして幾つかの例をその日本語訳として簡潔な表現と共にリストすると

each and every: それぞれの

any and all: すべての

final and conclusive: 最終的な

act and deed: 行為

null and void: 無効の

full force and effect: 完全な効力

due and payable: 支払期限が到来している支払義務

have and hold: 有する

made and enter into: 締結する

特に契約書の場合には、同じような意味で多少のニュアンスの違いを持つものを、複数並べて、さらにその羅列に加えて including without limitation とか including but not limited などの「含まれるが全てではない」などの念には念を入れたしつこさが使われたりしますね。

最後にもう一つ雑談を。

英語の発音で面白いなと思うものについて、例えば、heaven (天国) と haven (避難所、港、停泊所) は、英語読みをカタカナ表記するのは良くないのですが、

heaven が ヘヴン

haven が ハイヴン (tax haven 租税回避地として一時期新聞を賑わせていましたね)

となり、スペルも似通っていますが、語源は全く別物です。また、

down ダウン と dawn ドーン (夜明け、暁、兆し) など、英語の発音は、スペイン語などのように規則的でないパターンがたくさんあり、これらは、実際に聞いたり使ったりしないと身につかないですね。

本日は、ここまでにします。